

介護医療院及び共生型サービスの創設について

1 根拠法

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（H29.6.2 公布）」による改正後の関係法（介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法）

2 介護医療院の創設

(1) 概要

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設
- 現行の介護療養病床相当及び介護老人保健施設相当以上のサービスを提供
※現行の介護療養型医療施設（介護療養病床）は、平成 36 年 3 月 31 日に廃止
※市内の介護療養型医療施設は 3 施設 1 2 3 病床
- 要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供
- 介護療養型医療施設同様に、介護医療院においても訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護の提供を可能とする
- 介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護医療院に転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、現行の介護療養型医療施設又は医療療養病床が転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行う

(2) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

介護医療院と介護療養型医療施設、介護老人保健施設との比較

区分	介護医療院	介護療養型医療施設	介護老人保健施設
サービス	○「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。	○「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。	○「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
介護療養型医療施設相当	入所者	主として長期にわたり療養が必要で、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等（Ⅰ型）	—
	医師	48対1 （入所者48人に対して医師1人）	健康管理及び療養上の指導のための必要な数 （概数で48対1）
	薬剤師	150対1	医療法による必要数
	看護職員	6対1	6対1
	介護職員	6対1	6対1
面積	8.0㎡/床（老健相当）	6.4㎡/床	
老健相当以上	入所者	上記Ⅰ型以外のもの（Ⅱ型）	—
	医師	100対1	100対1
	薬剤師	100対1	実情に応じた適当数
	看護職員	6対1	3対1 ※うち看護2/7程度
	介護職員	5対1	
面積	8.0㎡/床（老健相当）	8.0㎡/床	

※施設、設備及び運営に関する規定は、3施設ともほぼ同様の内容

3 共生型サービスの創設

高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

(1) 考え方

障がい者が、高齢者になっても引き続き障がい福祉事業所においてサービスを受けることができるサービスとして新たに創設

利用者	介護保険事業所	障がい福祉事業所
65歳未満の障がい児者	△（例外扱い）	○
65歳以上の障がい児者	○	△（例外扱い）



利用者	介護保険事業所	障がい福祉事業所
65歳未満の障がい児者	○	○
65歳以上の障がい児者	○	○

(2) 対象となるサービスと指定基準

①介護保険制度における共生型サービスの指定基準

障がい福祉制度等における事業所	指定基準
居宅介護、重度訪問介護	基本的に <u>共生型訪問介護</u> の指定を受けられるものとして、基準を設定する。
生活介護、自立訓練、 児童発達支援、放課後等デイサービス	基本的に <u>共生型通所介護</u> の指定を受けられるものとして、基準を設定する。
短期入所	基本的に <u>共生型短期入所生活介護</u> の指定を受けられるものとして、基準を設定する。

②障がい福祉制度における共生型サービスの指定基準

居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所及び自立訓練の各基準該当サービスに倣った基準を設定する。

③児童福祉制度における共生型サービスの指定基準

（青森県所管⇒H31.4.1 から青森市所管）

児童発達支援及び放課後等デイサービスの各基準該当サービスに倣った基準を設定する。

4 市条例の制定及び改正

介護医療院に係る基準を定めるため、新たに条例を制定し、また、共生型サービスに係る基準を定めるため、関係する3条例を改正する予定。

条例の制定及び改正に当たっては、他の基準条例との整合を図り規定する市独自の規定以外は、省令と同様の内容となるよう基準を定める。

(独自の規定)

○省令と異なる基準

介護給付費に関する書類の保存期間については、省令で定める基準では2年間とされているところを、地方自治法に基づく地方公共団体の請求権が5年であることに鑑み、条例では5年間とする。

○省令に定めのない基準

青森市暴力団排除条例（平成23年12月制定）を踏まえ、事業者等は暴力団員等であってはならないこととする。

(参考)

【制定する条例】

番号	条例の名称
1	青森市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（仮称）

【改正する条例】

※「青森市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」により、関係する3条例を改正する。

番号	条例の名称
1	青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年青森市条例第8号）
2	青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年青森市条例第9号）
3	青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年青森市条例第10号）

5 施行期日

平成30年4月1日